

練馬区長 殿

住所

氏名

電話

（団体にあっては、主たる事務所の所在地または  
代表者の住所および名称ならびに代表者の住所）

地区計画等の住民原案に係る再審査申出書

地区計画等の住民原案に係る区の判断に不服があるので、練馬区まちづくり条例第 22 条第 1 項の規定により、再審査を申し出ます。

区の見解書の公表 年月日	
地区計画等の種類	
位置	
申出の理由および 申出の内容	

備考 申出の内容の説明に必要な資料を別に添付することができます。